

文教委員会資料

所管事務の調査（報告）

「国史跡橘樹官衙遺跡群整備基本計画の素案について」

- 資料1 国史跡橘樹官衙遺跡群整備基本計画（素案） 概要版
- 資料2 国史跡橘樹官衙遺跡群整備基本計画（素案）
- 資料3 国史跡橘樹官衙遺跡群整備基本計画（素案）に関する意見募集
について

平成30年10月9日
教育委員会事務局

国史跡橘樹官衙遺跡群整備基本計画（素案）概要版

1 計画策定の沿革と目的（第1章第1節、第2節 p.1）

平成29(2017)年度に策定した「国史跡橘樹官衙遺跡群保存活用計画」(以下、「保存活用計画」という。)では、史跡を将来にわたり保存し、その価値と魅力を広く伝えていくため、史跡の「保存管理」、「活用」、「整備」、「管理運営体制」について基本方針を定めるとともに、**史跡の整備・活用を通じ、この地域がもつ価値等を活かしたまちづくりを図るため、史跡の保存整備に関する詳細な内容については整備基本計画で提示することを謳っている**(保存活用計画p.70)。そこで、平成30(2018)年度に「国史跡橘樹官衙遺跡群整備基本計画」(以下、「整備基本計画」という。)を策定する。

2 計画期間（第1章第4節 p.4）

計画期間については、平成31（2019）年度から概ね30年間とする。そのうち、**開始から最初の10年間で「短期計画」とし、すでに土地取得済または取得見込みの土地における保存整備の目標・計画を定める。また、短期計画終了後の20年間で「長期計画」とし、将来的な整備等の目標を定める。**

整備基本計画策定後は、国史跡への追加指定や公有地化の状況、橘樹官衙遺跡群における発掘調査の進展等、史跡の保存整備・活用事業の実施等を踏まえ、概ね10年毎に内容の見直しを図るものとする。

3 上位関連計画と本計画との関係（第1章第6節 p.7）

整備基本計画は、「川崎市総合計画 第2期実施計画」、「第2次川崎市教育振興基本計画「かわさき教育プラン」第2期実施計画」、「川崎市文化財保護活用計画」、「国史跡橘樹官衙遺跡群保存活用計画」等の上位計画と整合を図りつつ、史跡を将来にわたり適切に保存しつつ、市民の積極的な活用に供することができる国史跡橘樹官衙遺跡群の保存整備の基本的な方針を定めるものである。

4 整備の方針と目標（第4章第1節・第2節 p.24）

【基本方針】

- (1) 史跡橘樹官衙遺跡群の適切な保存と確実な継承のための整備
- (2) 古代官衙遺跡の景観等が体感できる整備
- (3) 史跡橘樹官衙遺跡群や周辺の歴史的・文化的資産、また最新成果を発信できる場の整備
- (4) 史跡橘樹官衙遺跡群を中心に、地域住民や市民等が様々な活動や交流ができる場の整備
- (5) 史跡への交通アクセスや史跡説明板・サイン、ガイダンス施設・便益施設（駐車場・バリアフリー化等）の整備等、利用者の利便性の向上
- (6) 史跡指定地内の調査の進捗状況、古代官衙関連施設の分布状況、公有地化の進捗状況に応じた、段階的な整備



整備の基本方針及び保存活用計画における活用の基本方針も踏まえ、整備目標を設定する。

【整備目標】

- ① 橘樹官衙遺跡群及びその周辺地域の歴史を身近に感じるとともに、古代官衙の景観や状況等を五感によって体感できる場として整備する。
- ② 自然環境と歴史的景観が調和した憩いの場、学習の場として、魅力的で多面的に利活用できる場として整備する。
- ③ 橘樹官衙遺跡群がかつて果たしていた、古代武蔵国の南部(川崎市及びその周辺地域)を中心とした文化・交流の結節点の役割を現代に継承し、この地域の歴史や文化を、市民だけでなく、広く周辺地域にも情報発信できる場として整備する。
- ④ 地域住民・市民等が絶えず行き交い、様々な交流を行うことができる文化的活動の拠点として整備する。

国史跡橋樹官衙遺跡群整備基本計画（素案）概要版

5 整備の基本計画（第5章第1節～第8節 p.25～37）

（1）地区区分と地区別整備計画（図1）《p.25》

橋樹官衙遺跡群では、地域ごとに発見されている遺跡・遺構等の性格が大きく異なっているため、同じ内容・手法等で整備を実施することは困難である。そこで、整備基本計画においては、適切な整備を実施するため、現在の行政区分・字界、現地地形等に考慮しつつ、遺跡・遺構等の内容・様相に合わせて、次の4つの地区（以下、「ゾーン」という。）を設定し、各ゾーンごとの整備計画を示すとともに、各項目ごとの整備内容も示す。

ゾーン名	地区の範囲とその概要
① 影向寺ゾーン	現在の影向寺境内及びその周辺地域、遺構は古代影向寺の推定金堂跡・塔跡等
② 橋樹郡家跡上原宿ゾーン	橋樹郡家正倉院と影向寺の間の地域で、概ね現在の千年字上原宿地区の範囲、遺構は橋樹郡家跡の館・厨家等との関係性が推定される建物群
③ 橋樹郡家跡伊勢山台・蟻山ゾーン	橋樹郡家正倉院が展開する地域で、概ね現在の千年字伊勢山台・蟻山の範囲、遺構は橋樹郡家跡の正倉と関連する建物群
④ 橋樹郡家跡谷戸ゾーン	橋樹郡家跡北側で、影向寺遺跡東側に位置する谷戸の地域、橋ふれあいの森・橋特別緑地保全地区の一部等

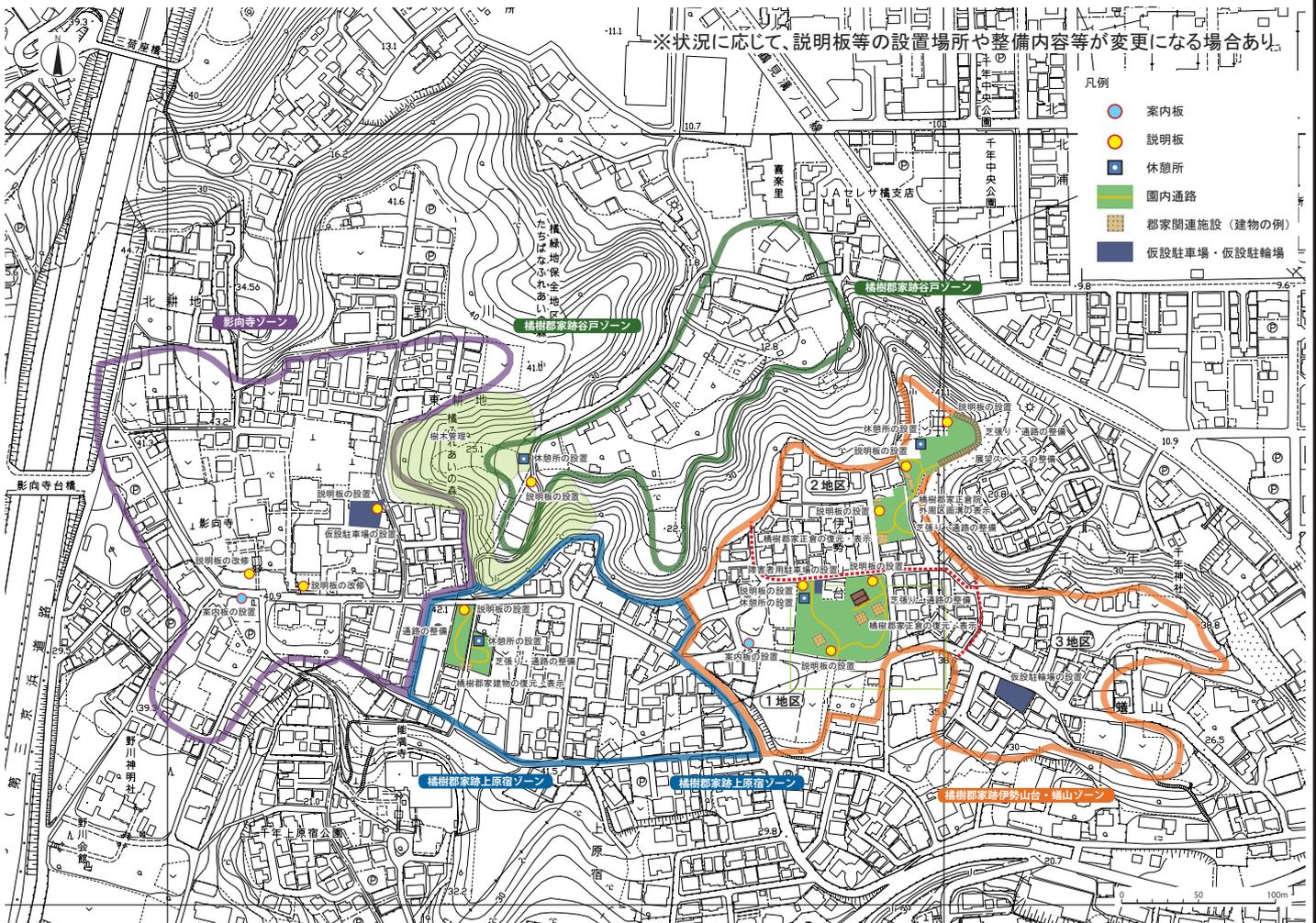


図1 地区別整備計画図

国史跡橋樹官衙遺跡群整備基本計画（素案）概要版

(2)ゾーン別整備計画《p.26～31》

地区(ゾーン)名	地区別整備計画	主な整備内容
①影向寺ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ●今後の発掘調査や研究成果等をもとに、古代影向寺の主要建物や区画施設等について、ゾーンの大部分を占める影向寺の協力を得ながら、来跡者が体感できるよう整備する。 ●安全・快適に誰もが史跡へ来訪できるよう、遺跡への影響が少ない場所を仮設の便益施設として整備する。 	<ul style="list-style-type: none"> ●古代影向寺主要建物(金堂・塔等)や区画施設等の平面表示 ●説明板・案内板等の設置等 ●ARシステムの構築・VRコンテンツの制作 ●仮設駐車場の設置
②橋樹郡家跡上原宿ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ●橋樹郡家正倉院と、影向寺とを結びつける地域として、国指定史跡地で、公有地化が完了している土地を整備し、遺跡群全体の回遊性を高める。 ●来跡者が史跡を体感しながら、安全・快適に見学でき、憩いの場となるよう整備するとともに、隣接住宅等に影響がないよう配慮を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ●橋樹郡家関連施設の表示 ●説明板・案内板等の設置等 ●ARシステムの構築・VRコンテンツの制作 ●石製標識「国史跡橋樹官衙遺跡群」の設置 ●休憩所の設置 ●整備範囲の芝張り・通路の整備 ●遮蔽・区画施設、植栽
③橋樹郡家跡伊勢山台・蟻山ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ●多くの遺構が確認され、かつ一定規模の公有地化が完了している遺跡群の中心地域として、誰もが利用できる史跡公園となるよう、復元建物を含む遺構の整備を行う。 ●広域的な視点で史跡の理解ができるよう、眺望を活かしたり、散策路として楽しめ、安全・快適に見学ができるよう整備する。 ●より多くの人が、憩いの場としても現地を来訪できるよう、遺跡への影響が少ない場所を仮設の便益施設として整備するとともに、隣接住宅等に影響がないよう配慮を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ●橋樹郡家正倉の復元・表示 ●橋樹郡家正倉院外周区画溝の表示 ●説明板・案内板等の設置等 ●ARシステムの構築・VRコンテンツの制作 ●石製標識「国史跡橋樹官衙遺跡群」の設置 ●休憩所の設置 ●整備範囲の芝張り・広場・通路の整備 ●遮蔽・区画施設、植栽 ●仮設駐輪場・障害者用駐車場の設置
④橋樹郡家跡谷戸ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ●谷戸から史跡が所在する丘陵上を望み、古代の景観を体感できるように、丘陵面の樹木と一体的な整備を行う。 ●史跡への北側からの散策路として、来跡者へのわかりやすい案内とともに、憩いの場として快適な見学ができるよう整備する。 	<ul style="list-style-type: none"> ●樹木管理 ●説明板・案内板等の設置等 ●休憩所の設置

(3)遺構に関する整備 《p.32》

発掘調査や研究の成果等を踏まえ、遺構の確実な保存を図りつつ、整備を行う。**遺構の整備は、イニシャルコスト・ランニングコストを考慮する必要があるが、公有地化した土地の活用の可能性を最大限引き出しつつ、地域の人々の積極的な活用を図り、歴史文化資源として多くの人が訪れるよう、ある程度公有地化が完了した範囲で、遺構の復元等を含めた整備を行っていく。**

(4)動線に関する整備 《p.33》

- ①動線・サイン計画・・・遺跡群全体を接続する動線の整備、サイン表示等の設置箇所や内容を検討し必要に応じて再配置
- ②通路・・・遺構の性格や景観を損なわない通路線形、幅員、必要最小範囲の舗装等の整備
- ③広場・・・張り芝等の実施、休憩やイベント等の多目的広場として整備

(5)地形造成に関する整備 《p.33》

- ①造成計画・・・遺構の保存が大原則、遺構への影響が及ばないよう原則盛土
- ②電気・給排水計画・・・遺構の保存が大原則、利用者の安全と治安維持を図るため、保安上必要な場所に配置

国史跡橘樹官衙遺跡群整備基本計画（素案）概要版

(6) 修景及び植栽に関する整備 《p.34》

- ① 遺構に損傷を与えると判断された既存木は伐採する。
- ② 周辺の建築物等に対して、遮断植栽を配植する。
- ③ 必要な箇所に適切な芝生等の地被植物を植栽する。
- ④ 日常的な市民の憩いの場として利用されるよう、修景、緑陰のための植栽を行う。
- ⑤ 歴史的景観の整備を考え、古代の植生等に考慮した植栽を行う。

(7) 施設に関する整備 《p.34～35》

- ① 説明板・案内板等・・・遺跡群全体に必要なに応じて設置、デザイン・形状等は史跡にふさわしいものを選定、説明板・案内板等の内容は平易な文章とし、原則ふりがなをふり、可能な限り外国語等を併記
- ② ガイダンス施設・・・【機能】● パネルによる解説や遺物の展示等を行う展示スペースの設置(展示・学習機能)
 - パンフレット・チラシ等の配架スペース設置、ガイドボランティアの配置、専用ホームページでの発信等(案内・広報機能)【整備】● 史跡または遺跡群に近接した場所での整備
 - 遺構の整備と同時または近い時期に整備されることが望ましい。
 - 遺構の整備と同時期に整備が可能な既存施設の有効活用を図る。
 - 既存施設の活用まで、可能な範囲で、ガイダンス機能を補完する暫定的な展示等を実施
- ③ AR(拡張現実)・VR(仮想現実)・・・● 古代の橘樹郡家または影向寺の景観や様相を分かりやすく示し、多様な来跡者が、歴史的・文化的価値を学び、楽しめるよう、AR(拡張現実)・VR(仮想現実)といったデジタルコンテンツの活用を図る。
 - 史跡やガイダンス施設との相乗的な学習・体験効果が得られるよう、遺構の整備・ガイダンス施設の整備に合わせた導入を目指す。
- ④ 便益施設(ベンチ、休憩所、展望スペース、仮設駐車場・駐輪場)・・・来跡者の快適な利活用に寄与するため休憩施設(ベンチ、休憩所、展望スペース)や、交通用具による史跡へのアクセスが可能となるよう駐車場や駐輪場を設置
- ⑤ その他施設・・・来跡者の安全面や利便性の向上を図るため、必要に応じて、照明灯やフェンス等を設置

(8) 公開・活用に関する整備 《p.36》

- ① 情報発信・・・● 橘樹官衙遺跡群の保存整備事業の情報の発信
 - 市ホームページ等での橘樹官衙遺跡群の解説等を行い、市内外にアピールする。
 - 来跡者の利便性を高めるため、駅や公共施設等に橘樹官衙遺跡群の案内板等を設置するとともに、パンフレットやマップ等を作成・配布する。
- ② 普及啓発活動・・・● 地域の特徴を活かした体験学習やイベント等の企画・実施
 - 市内の小中学校等での歴史学習や校外における見学等を含む体験学習のカリキュラムを作成
 - 市民が史跡の歴史文化を体感・学習する機会の創出
- ③ 公開・活用の担い手づくり・・・● 普及啓発活動の実施や情報発信等の事業を幅広く展開
 - 市内の小中学校等は、歴史学習や校外における見学等、体験学習や日常的な維持管理等、幅広い分野の参加が期待できるため、積極的に組み込みを図っていく。
 - 地元企業等に対し専門知識や技能を活かした積極的な参加を要請

(9) 史跡の管理・運営 《p.37》

- ① 管理・運営に関わる事業・・・● 文化財保護法に基づく、史跡等の管理及び復旧、施設の設置・維持管理、届出等の実施
- ② 管理・運営の実施体制・・・● 行政における保存・活用施策の対応力強化
 - 市民組織・民間団体との協働

国史跡橋樹官衙遺跡群整備基本計画（素案）概要版

6 今後の事業計画（第6章第1節・第2節 p.38～40）

整備基本計画については、国史跡への追加指定や公有地化の進捗状況等に合わせ、短期計画期間（10年間）を第1期・第2期・第3期に分けて、整備を実施する。また、短期計画第2期以降については、『川崎市総合計画 第3期実施計画』の策定に合わせて、実施時期や内容等の調整を行っていく。

(1) 短期計画

① 第1期（平成31(2019)～平成33(2021)年度）

[整備方針]

- 橋樹郡家跡伊勢山台・蟻山ゾーン1地区内で、発掘調査によって複数の古代官衙関連遺構の全体が公有地化され、遺構の整備が可能な土地（現たちばな古代の丘緑地）の価値を最大限引き出し、史跡及び遺跡群における保存・活用の中心地域になるよう整備する。
- 史跡橋樹官衙遺跡群のシンボルとして建物の復元を含めた整備を行い、地域の人々の愛着や誇りを醸成するとともに、古代の景観や様相を分かりやすく示し、誰もが学び、楽しめる場として整備する。
- 遺跡群への来訪者に向けた遺跡群の内容説明や、遺跡群外からの誘導及び遺跡群内の周遊のための案内設備を充実させる。

[整備内容]

整備対象	整備内容
橋樹郡家跡伊勢山台・蟻山ゾーン1地区	●橋樹郡家（評家）関連施設の建物復元（1棟）、立体表示（2棟）、表面表示（1棟） ●休憩所の設置（1棟） ●芝張り・通路の整備 ●遮蔽・区画施設の設置、植栽の整備 ●石製標識「国史跡橋樹官衙遺跡群」の設置 ●説明板（3基）・案内板（1基）の設置・改修
橋樹郡家跡谷戸ゾーン	●休憩場の設置（1棟） ●説明板・案内板等の設置（1基） ●樹木管理
遺跡群全体	●説明板・案内板等の設置

[整備スケジュール]

整備対象	平成31（2019）年度	平成32（2020）年度	平成33（2021）年度
影向寺ゾーン	関係部局等との協議・調整	説明板・案内板等の設置	
橋樹郡家跡上原宿ゾーン	関係部局等との協議・調整	説明板・案内板等の設置	
橋樹郡家跡伊勢山台・蟻山ゾーン1地区	基本設計	実施設計	保存整備工事
橋樹郡家跡谷戸ゾーン	関係部局等との協議・調整	説明板・案内板等の設置	
ガイダンス施設	設置・整備に向けた協議・調整		
AR・VR等	導入に向けた協議・調整		

② 第2期（平成34(2022)～平成36(2024)年度）

[整備方針]

- 橋樹郡家跡伊勢山台・蟻山ゾーンにおける2地区を整備し、1地区と合わせ、活用の促進を図る。
- 史跡整備範囲に面的な広がりを持たせることで、遺跡群内各ゾーン及び橋樹郡家跡伊勢山台・蟻山ゾーン内各地区間の回遊性を高め、関連性の向上を図る。
- 橋樹郡家跡伊勢山台・蟻山ゾーン1地区における建物復元等を含む史跡整備の進捗に合わせて、相乗的または相互補完的な利活用による効果的な学習・案内等を可能とするARやVRの導入とその運用のための整備、学習・案内拠点としてのガイダンス施設の整備を行う。
- 橋樹官衙遺跡群への車でのアクセス向上に向けた整備を行う。
- 短期計画第1期で実施した整備については、適切な維持・管理を図る。

国史跡橋樹官衙遺跡群整備基本計画（素案）概要版

[整備内容]

整備対象	整備内容
影向寺ゾーン	●仮設駐車場の設置
橋樹郡家跡伊勢山台・蟻山ゾーン2地区	●公有地化された地区の整備
ガイダンス施設	●設計・整備
AR・VR等	●導入・整備

[整備スケジュール]

整備対象	平成34（2022）年度	平成35（2023）年度	平成36（2024）年度
影向寺ゾーン	実施設計・仮設駐車場の設置		→
橋樹郡家跡伊勢山台・蟻山ゾーン2地区	検討・設計・整備等		→
ガイダンス施設	設計・整備		→
AR・VR等	導入・整備		→

③第3期（平成37（2025）～平成40（2028）年度）

[整備方針]

- 橋樹郡家跡上原宿ゾーンで、一定程度公有地化が完了した地区を整備し、橋樹郡家跡伊勢山台・蟻山ゾーン1地区・2地区・3地区と合わせ、活用の促進を図る。
- 史跡整備範囲に面的な広がりを持たせることで、遺跡群内各ゾーン間の回遊性を高め、関連性の向上を図る。
- 橋樹官衙遺跡群における利用者の安全面やアクセス向上に向けた整備を行う。
- 短期計画第1期及び第2期で実施した整備については、適切な維持・管理を図る。

[整備内容]

整備対象	整備内容
橋樹郡家跡上原宿ゾーン	●公有地化された地区の整備
橋樹郡家跡伊勢山台・蟻山ゾーン3地区	●仮設駐輪場の設置

[整備スケジュール]

整備対象	平成37（2025）年度	平成38（2026）年度	平成39（2027）年度	平成40（2028）年度
橋樹郡家跡上原宿ゾーン	検討・設計・整備			→
橋樹郡家跡伊勢山台・蟻山ゾーン3地区	仮設駐輪場の設置			→

(2)長期計画

整備基本計画は、概ね平成31（2019）年度～平成60（2048）年度までの30年間を対象とした計画であり、短期計画期間（10年間）終了後の20年間については、長期計画期間とする。

[整備方針]

- 国史跡への追加指定及び公有地化の進捗状況に応じて整備を実施する。
- 整備は、遺構への影響や既存整備内容との関係性や活用方法等を考慮した上で、最も適切かつ効果的な整備内容・手法等を検討し、計画的に実施する。
- 遺構の整備は、発掘調査等でその性格や内容が明らかになり、整備を行うことが可能な遺構に対して実施する。
- 史跡指定地内で、短期計画期間中に整備した遺構・施設等のメンテナンス・修繕等を行う。
- 史跡整備に合わせて設置・導入したガイダンス施設やAR・VRのリニューアル、その他整備に伴い設置した施設等の改修・修繕等を行う。